

行政区画編成等に関する 要望・陳情・提案等

熊本市行政区画編成等に関する要望・陳情・提案等一覧

要望等者		要望等先	頁
政令指定都市移行時の区割りに関する要望書	城南町長 八幡紀雄 城南町議会議長 戸内敏 城南町囑託員会長 大澤一史	市長宛	1
西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還元要望書	小島校区第1町内自治会	市長宛	2
要望書	川上校区自治協議会会長 恵口健一 西里校区自治協議会会長 松本信一 北部東校区自治協議会会長 林恭三	審議会会長宛	6
要望書	富合町合併特例区協議会会長 田中栄信 富合町区長会会長 岩永則勝	審議会会長宛	10
第3回熊本市行政区画等審議会開催			
旧北部町の区割りに関する陳情書	川上校区自治協議会会長 恵口健一 西里校区自治協議会会長 松本信一 北部東校区自治協議会会長 林恭三	市議会議長宛	11
行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳情書	城南町まちづくり推進会会長 松岡鶴男	市議会議長宛	14
熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する陳情書	富合町区長会会長 岩永則勝	市議会議長宛	15
行政区画の編成等に関する要望書	花園校区自治協議会会長 大群恵司 城西校区自治協議会会長 岡山 毅	審議会会長宛 市長宛 市議会議長宛	16
行政区画の編成等に関する陳情書			
熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する要望書	富合町まちづくりを考える会会長 野口政之	審議会会長宛	17
第4回熊本市行政区画等審議会開催			
「政令都市区割り」に関する要望書	龍田校区自治協議会会長 杉本三高	審議会会長宛 市議会議長宛	18
市が示した「区割りと区役所位置」案は混乱を拡大するだけです。拙速に結論を出さず、市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議を。	日本共産党 熊本地区委員会委員長 重松孝文 日本共産党 熊本市議団団長 益田牧子 議員 上野美恵子 議員 那須円	審議会会長宛 市長宛	19
行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書	自由民主党 熊本市議団団長 江藤正行 公明党 熊本市議団団長 鈴木弘	市長宛 審議会会長宛	22
要請書	日本共産党 楠支部支部長 山部京子	審議会会長宛 市議会議長宛 市長宛	24
第5回熊本市行政区画等審議会開催			
要望書	清水校区自治協議会会長 坂本一幸	市長宛	25
区割りに関する要望書	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信	市長宛	26
区割り等に関する要望書	社民・民主・人 市民連合市議団	審議会会長宛	
「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ	平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会代表 井芹栄次	市長宛 審議会会長宛	28
政令指定都市の区割り変更について	西原校区自治協議会 会長 緒方正幸	市長宛	31
区割りに関する要望書	平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会代表 井芹栄次	市長宛 審議会会長宛	33
熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ	日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円	市長宛 審議会会長宛	34
熊本市行政区画の編成に関する提案書	公明党熊本市議団 団長 鈴木弘	市長宛 審議会会長宛	38
要望書	田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎南校区自治協議会 会長 村田政時 御幸校区自治協議会 会長 田中保而	市長宛 審議会会長宛	60
パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた「区割り」に関する住民意見への日本共産党の見解	日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円	市長宛 審議会会長宛	61

城企財第644号
城議第214号
平成21年10月13日

熊本市長 幸山 政史 様

城南町長 八幡 紀雄



城南町議会議員 戸内 敏



城南町嘱託員会長 大澤 一史



政令指定都市移行時の区割りに関する要望書

秋麗の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、先の9月県議会において熊本市と城南町の合併に伴う廃置分合議案が議決され、来年3月23日の合併に向け着実に準備も進められているところですが、合併協議開始からこれまでの間、市長をはじめ市当局におかれましては、多大なる御支援と御協力をいただきましたことに改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回の合併により、政令指定都市への移行は確実であり具体的な協議、検討が進められていることと存じますが、これまで合併協議を行ってきた中で、第7回熊本市・城南町合併協議会において本町委員から政令指定都市に移行する際の区割りに関する要望が出されております。この要望は、昨年合併されました旧富合町と本町とは隣接しており、地域の一体性から見ましても昔から農業関係事業をはじめ色々な分野で連係・協力さらには交流を行っており、現在もその関係は変わっておらず、地理的に見ましても合併前の市域とは緑川を隔てており、富合・城南地域を一つとする区割りを行うことが合理的であるというもので、各種組織（団体）からも同様の意見が多数寄せられています。

つきましては、行政区画等審議会にて区割りを決定されます際には、以上のことを踏まえた区割りを行っていただきますよう要望します。

西部環境工場施設代替建設に伴う 町内への還元要望書

西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還元要望書

西部環境工場施設代替建設に伴う

町内への還元要望書

西尾市

小島校区第一町内自治会

西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還元要望書

西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還元要望書

西尾市

小島校区第一町内自治会

西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還元要望書

【署名欄】

町内への還元要望書

署名欄

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書 平成 21 年 12 月 3 日

町内への還元要望書

小島校区第一町内自治会

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

町内への還元要望書

西部環境工場施設代替建設に伴う 町内への還元要望書

西部環境工場施設代替建設に伴う、町内への還元としての要望を、自治会主催による臨時総会を下記の日程に於いて開催し、住民の意見を集約したものを要望書として提出致します。

記

日	時	平成 21 年 11 月 1 日 (日)	午後 7 時より
会	場	小島上町公民館	
議	題	西部環境工場施設代替建設に伴う 町内への還元施設等の要望について	

〔 要望事項 〕

1. 入浴施設の設置

施設に対する付帯要望として

- ① 災害時に、安全をいち早く確保出来る確実な避難所として、対応出来る設備も含めた建設をして頂きたい。
(設備内容の要望)
1. 災害時、避難所として利用するため、台所や数多くのトイレ設置。
- ② 東部工場にある、三山荘の入浴施設よりも広くて更に、高齢者が安心して入浴出来る設備を含めた建設をして頂きたい。
(施設内容の要望)
1. 手すり付きで、手足の不自由な方も入浴出来る浴場。
2. 入浴後のリラックスルーム。
3. カラオケや踊り等が出来る大広間。
4. 趣味等の活動が出来る和室。
5. 50 名程度の収容出来る会議室。
6. 健康増進に繋げる (スポーツジムみたいな) 多目的ルーム。

建設場所として

- ① 西部市民センターの西側地
(理由) ・交通の利便性。
- ② 西老人福祉センター
(理由) ・交通の利便性。
・高齢者は遠い所に歩いて行くのは無理
日常的に使いなれている所だから。

2. 道路拡張

拡張場所として

- ① 鉄塔のある道路（通称：3号線よりL型）より御坊山へ向かう道路。

（理由） 一般車両の離合も、儘にならない実状であり特に、緊急事態が発生した場合危惧致します。日常生活に、安心と安全な環境を有するために緊急車両の通行路として、6メートル幅の道路に拡張して頂きたい。

3. 町内の環境整備

環境整備箇所として

- ① 御坊山の公園化

（理由） 私達の町内に於いては高齢化が進み、お年寄りが憩える場所又散歩する場所もなく、更に子供達が伸び伸びと遊べる場所がないために

1. 御坊山周囲の道路舗装

2. 御坊山周囲に防犯灯設置

3. 水道設備

4. 足湯の設置

等の設備をお願い致します。

- ② 町内の使用道路の舗装

（理由） 町内の使用道路数箇所於いては、コンクリート舗装がひび割れて陥没し、そのために段差が出来危険な状態であるために、アスファルト舗装をお願い致します。

4. ゲートボール・グランドゴルフが出来る場所と足湯の設置

場所として

- ① 現在の工場を解体した跡地

（理由） 老若男女、屋外に於いて楽しくスポーツが出来更にスポーツ後足湯に入れる場所を造ってほしい。解体後更地にすることで、二十数年後に工場建替えが支障なく行えるのでは。

5. 地元野菜等を販売出来るコーナーの設置

場所として

- ① 還元施設用地内

（理由） 私達の地域は農業地帯であり、そこで収穫された新鮮な野菜等を販売する事で、地域の活性化に繋げるのでは。

以上をもち住民による要望事項を、遅れている上町一町内の発展と活性化を図るために、是非々受け入れて頂きます事を切にお願い申し上げます。

6. 町内自治会長としてのお願い

今回建設される環境工場に於いては、将来に繋げて行く良好な環境工場として住民との信頼関係が保たれるよう市と住民が一体となって、ざっくばらんに、意見の交換が出来る場を確保して頂く様お願い申し上げます。

又今回の事業に於いて、施設の性格上様々な不確定情報が交錯し、地域が混乱する結果となったことから、次の建設計画を立てられる際には、今回の反省を教訓に出来るだけ早い段階から、地元住民に十分な説明を行い、協議をすることをお願い申し上げます。

それから私達の地域（上町一町内）の集落に於いては、市街化調整区域であり更に、農耕地域に於いては農業振興地域でもあります。

これは、国土資源に寄与する事を目的とした政策だとは思いますが、目下の状態に於いては、農業従事者が高齢となり、更に農業後継者も多くはない実状であります。将来このままの現状が持続するならば、希望が持てない地域になるのではと、町内を与る自治会長として慮るところであります。

そこで、本市の政令指定都市移行後の区役所の位置について、マスコミ等で常に報道されていますが、私達住民としては、現在の支所が西部地区の区役所として位置することを切に願っているところであります。

因って、現在の支所が区役所として位置するならば、それに関連したいろんな施設の建設が行われるのではと期待を膨らませているところです。

従って、一町内自治会長として、住民が希望を持って暮らせる町、更に将来を担って行く子供たちのためにも夢が抱けるような環境を推進するため、これを機会に多くの施設の建設が行われ実現出来ますことを、切にお願い申し上げたいと思います。遅れている上町一町内の発展のために、何卒宜しくお願い申し上げます。

平成 21 年 12 月 3 日

小島校区第一町内
自治会長 河田 哲昭



要 望 書

川上校区自治協議会

会長 恵口健



西里校区自治協議会

会長 松本信一



北部東校区自治協議会

会長 林 恭三



行政区画等審議会

会 長 桑原隆広 様

要 望 書

いよいよ植木町と城南町が平成二十二年三月に、熊本市への合併が決まり、平成二十四年四月一日の政令指定都市へ向けての準備作業が進められています。

熊本市行政区画等審議会の皆様はその中核となる区役所の区割り、その他一番重要な事項をご審議され、大変なご苦勞と心勞を頂いています。

熊本市民にとって一番関心の深い問題でもあり、政令指定都市新熊本市誕生へ大きな期待を見守っているでございます。

つきましては、次の事項について要望申し上げます。平成二十一年四月二十日の政令指定都市移行に関する審議があり、同年五月二十五日付きの協議会では原案承認として『区役所の位置を植木町庁舎とする』ということが決まっており、行政区の区割りについては『行政区画等審議会』で審議する事になっております。

ここで旧北部町住民としてお願いがございます。

私たち旧北部町住民は、平成三年二月一日熊本市合併以来熊本市のベッドタウンとして又は北の要衝としてのまちづくりに取り組んでまいりました。

今回の私たち北に位置する住民としましては、高平城北、榆木、麻生田、楠、武蔵や龍田町等の北の区割りの区役所の位置を考慮してもらいたいと願っています。

現在決まっています『区役所の位置が現在の植木町』となれば交通アクセスも悪く、日常の窓口サービスや高齢者関係の深い福祉業務、農政や商工行政などのまちづくり事業にとっては逆の方向となつて甚だ不便となり、住民サービスに大変支障があるのではないかと危惧されます。

これらを考慮いただき、貴行政区画等審議会では、旧北部地域住民の意向を考慮いただき、区役所の位置を審議いただきますよう、要望申しあげます。

平成二十一年十二月三日

川上校区自治協議会 会長 恵口 健一

西里校区自治協議会 会長 松本 信一

北部東校区自治協議会 会長 林 恭三



行政区画等審議会会長

桑原隆広 様

要望書

熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様

現在、熊本市行政区画等審議会において、本市の政令指定都市移行に伴う行政区の区割り等を審議されていることと存じます。

旧富合町は、合併に際し紆余曲折を経て、最終的には熊本市への通勤通学率や買い物率等が示すとおり熊本市と生活圏が一体であること、熊本市が政令指定都市となることにより、熊本市の発展がひいては富合町の発展に繋がること等、熟慮を重ね他町にさきがけ熊本市との合併を選択いたしました。

つきましては、富合地区の区割り等に関しましては、このような合併の経緯を高く察いただきまして、富合地区の住民サービスを低下させないこと及び同地区の活性化に特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

平成二十一年十二月三日

富合町合併特例区協議会 会長

田中 栄



富合町区長会

会長

岩永

則勝



旧北部町の区割りに関する

陳情書

熊本市議会の皆様には、日頃より熊本市発展の為、ご尽力いただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

さて、いよいよ植木町と城南町が、平成二十二年三月に熊本市への合併が決まり、平成二十四年四月の政令指定都市へ向けての準備作業が進められています。このことは全ての市民の喜びであると共に、一番関心の深い問題でもあり、政令指定都市新熊本市誕生へ、大きな期待を持つことでもあります。

そこで旧北部町住民としてお願いがござります。

私たちが旧北部町住民は、平成三年二月熊本市合併以来熊本市のベッドタウンとして、又は北の要衝としての街づくりに取り組んでまいりました。

そのような中、本年五月二十五日の植木町との合併協議会において『区役所の位置を植木町役場とする』と決められております。もしも、この植木町役場を利用する行政区に旧北部町住民が入れられるならば、交通アクセスも悪く、日常の窓口サービスや高齢者関係の深い福祉業務、農政や商工行政などの街づくり事業にとっては逆の方向となつて甚だ不便となり、住民サービスに大変支障があるのではないかと危惧いたしております。

行政区の区割りについては、現在『行政区画等審議会』で案を作成されているようですが、最後の決定は市議会でなされると聞き及んでおります。

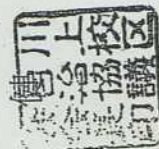
どうぞ私共旧北部町住民の心中をお察しいただき、住民の利便性を最優先にした行政区、たとえば北部と隣接した高平、城北、榆木、麻生田、楠、武蔵や龍田町等の北の区割りに編入していただきますよう、切にお願い申し上げます。

平成二十一年十二月十一日

川上校区自治協議会

会長

恵口



西里校区自治協議会

会長

松本



北部東校区自治協議会

会長

林



熊本市議会

議長 竹原孝昭 様



熊本市議会議長
竹 原 孝 昭 様

行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳情書

【陳情の趣旨・理由等】

現在、新聞やテレビ等の報道でたびたび取り上げられ注目されております中で、熊本市行政区画等審議会において、政令指定都市移行に伴う行政区画の編成及び区役所の位置等について慎重に協議いただいているところでございます。

この区割りの問題につきましては、様々な基準と多角的な視点で捉え決定する必要があると聞いています。そのような中、城南町と旧富合町においては古くからのつながりと一体性があること、あるいは、市域と緑川で隔てるといった地理的特性があるということは、区割りにおける大きな判断要素であると思われまふ。

また、この区割りに関しては城南町長と議会議長及び囑託員会長より旧富合町と城南町で区を設置していただきますよう要望書が提出されたと聞いております。

幸い、今回の区割りにより設置される区役所については大区役所を考えておられるようでありますので、私たち城南町民の要望どおり城南町と旧富合町を一つの区割りとして認めていただき、更には城南町に大区役所を設置していただきますなら、隣接する旧富合町の住民の方々とはもとより、合併に関する不安を未だ抱える城南町民に対しても、現在の総合支所や区割り後の出張所より、はるかに充実した住民サービスの提供が可能となることは明らかで、ひいては、新市の南部地域の発展にもつながるのではないかと思います。

さらには、城南町が熊本市との合併に向け一致団結して取組んで来たことは、市町村の合併の特例等に関する法律の期限内に政令指定都市となる要件を満たすことに大きく貢献したものとも思っております。

つきましては、貴市議会におかれましても今回の区割りに関しては、このような状況を考慮いただきますとともに、格段の配慮を賜りますようお願いいたします。

平成21年12月14日

住 所 熊本県下益城郡城南町隈庄 261-1

団体名 城南町まちづくり推進会

代表者 会長 松 岡 鶴 男



熊本市議会議長

竹原 孝昭 様

熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する陳情書

(陳情の趣旨)

富合町は昨年 10 月 6 日に熊本市と合併し、新熊本市の一員となったところでございます。

合併に当たりましては、宇土市や城南町との合併も選択肢に挙がっていたところでございますが、熊本市が政令指定都市になることが熊本都市圏や熊本県の発展ひいては富合町の将来の発展にも繋がるとの理由から熊本市との合併に至った経緯がございます。

さて現在、熊本市行政区画等審議会において、本市の政令指定都市移行に伴う行政区の区割り等を審議されている中、各方面から区割りに関し様々な要望が寄せられていると聞いております。

富合町といたしましては、この区割りに関し隣接町であります城南町とは、歴史的、地理的、人的繋がりが深く、同じ区となることに反対するものではありませんが、2 町だけによる区割りは前述の合併の経緯からして住民の間に不満の声も多く承服できません。

つきましては、今回の区割りに関しましては、2 町による小さな区割りではなく、先の審議会で承認されました概ね 10 万から 15 万人の区割りに沿って、隣接する旧熊本市を含めた広い地域による区割りを陳情いたします。

平成 21 年 12 月 21 日

富合町区長会

会長 岩永 則勝



平成21年12月21日

熊本市行政区画等審議会
会 長 桑 原 隆 広 様

花園校区自治協議会 会 長 大 群 憲



城西校区自治協議会 会 長 岡 山



行政区画の編成等に関する要望書

「花園まちづくり交流室管内の小校区（花園校区、城西校区及び池田校区。以下「当校区」という。）は、隣接する一新校区及び壺川校区、並びに城東校区等と同一の行政区に編成していただくよう要望します。」

【理由】

私たちの校区は、大正10年6月1日、大熊本期成会に呼応した1市1町10村の合併により熊本市の一角を形成することとなり、以来、一新校区、城東校区及び壺川校区等と共に発展し、今日に至りました。

バスや電車など交通体系も、一新校区、城東校区及び壺川校区と一帯となっています。仮に、現市庁舎が中央区役所となる場合には、当校区にとっては、中央区役所が最も交通アクセスが良好で利便性の高い場所となります。

又、城西校区は一新校区と中学校を同じくし、池田校区と花園校区は、井芹中学校が新設されるまでは壺川校区と中学校を同じくする等、住民相互の交流も活発であります。

そして、花園校区、城西校区及び池田校区は、花園まちづくり交流室の管轄区域に属し、密接な住民交流、文化交流が行われています。

熊本市行政区画等審議会では、熊本市長の諮問を受けて政令指定都市に移行する際の行政区画の編成及び区役所の位置について審議されています。

申すまでもなく、「行政区がどのように区画されるか、新たに設置される区役所の位置はどこになるか。」は、政令指定都市移行後の住民生活や地域自治活動に多大な影響を及ぼす問題であり、審議会では、最大多数の市民の意向を反映させるべく慎重な審議を重ねているものと推察します。

私たち校区自治協議会としても、区割や区役所の位置は最大の関心事であり、区割等に関する勉強会を重ねると共に、住民の意向聴取に努めてまいりました。

結果、当校区住民多数の意向は、地域の生い立ちの歴史的経緯及び生活利便性の観点から、大正10年の合併で大熊本市を形成するに至った地域と一体となった行政区画の形成であります。

行政区画の編成及び区役所の位置は、何よりも地域住民の生活利便性や地域の繋がりを最優先に決定されるべきであります。

つきましては、行政区画等審議会において答申案を検討されるに際しては、以上ご賢察いただき、地域住民の意向に格段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

熊本市行政区画等審議会

会長 桑原 隆広 様

熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する要望書

(要望の趣旨)

富合町は昨年 10 月 6 日に熊本市と合併いたしました。

合併に当たりましては、宇土市との合併協議会解消後、城南町との合併も考えられましたが、双方の町議会が否決したという事実がございます。

そのような中、富合町は熊本市が政令指定都市になることが熊本都市圏や熊本県の発展ひいては富合町の将来の発展にも繋がるとの理由から、政令指定都市移行への尖兵として熊本市との合併を選択したところです。

そしてその結果が、今回の植木町や城南町との合併、そして政令指定都市への移行へ繋がったものと自負しているところでございます。

さて現在、貴会におかれましては、本市の政令指定都市移行に伴う行政区の区割り等を審議されている中、各方面から区割りに関し様々な要望が寄せられていると聞いております。

富合町民といたしましては、この区割りに関し隣接町であります城南町とは、歴史的、地理的、人的繋がりが深く、同じ区となることに反対するものではありませんが、2 町のみによる区割りは、前述した経緯からして熊本市との合併前に後戻りするものであり、到底納得できるものではありません。

また富合町は、昔から隣接している川尻や天明などとの交流も深く、緑川で一律に線引きされることにも違和感を覚えます。

つきましては、今回の区割りに関しましては、2 町による小さな区割りではなく、先の審議会で承認されました概ね 10 万から 15 万人の区割りに沿って、隣接する旧熊本市を含めた広い地域による区割りを要望いたします。

平成 21 年 12 月 22 日

富合町まちづくりを考える会

会長 野口 政之



NO 1

平成21年12月27日

熊本市行政区画等審議会

会長 桑原隆広 様

龍田校区自治協議会

会長 杉本三高

事務局 下村吉友

23構成団体長一同



「政令都市区割り」に関する要望書

師走も押し迫りました繁忙なこの日に、突然の要望書提出となり恐縮に存じます。

日頃は、幸山市政の諸課題に強力に支援してまいりました龍田校区でございますが、この度の政令指定都市への移行が行政区画等審議会において、「区割り案・5区制・6区制案」が提示されたとの報道に、校区住民は最も重要で関心度も高く各団体役員に意見が上がってくるのでございます。一方団体長会でも其の都度注視していたのでございますが、政令都市誕生の祝賀ムードとは別に「6区案」実現の暁には、子々孫々まで長い将来において喜びが半減するのではと思います。先日の団体長会においても「6区案」要望が可決となり、提出の運びとなりました。

何卒、校区住民・地域住民の要望をお汲み取りの上採用されますよう切望致します。

要望内容は、次の通りです。

- 1、お願いしたい現在の区制案については、「6区制案」を支持します。
- 2、予定されている北方の区役所へのアクセスを開所までに改善して欲しい。巡回バスの検討、区役所の駐車スペースの確保は、
- 3、現在の本庁が中央区役所となった場合、仮に清水区役所の龍田の者が中央区役所でも諸手続きができるか。(現在交通アクセスは本庁へは良好)
- 4、現在の龍田市民センターの事務分掌を残す。
- 5、龍田校区を含めた龍田地域5校区、楠、武蔵、弓削、楡木が、年間合同行事（地域市民の集いと、宮本武蔵顕彰祭）催事しているので分割しないようにお願いします。

熊本市行政区画等審議会

会長 桑原 隆広 様

**市が示した「区割りと区役所の位置」案は混乱を拡大するだけです。
拙速に結論を出さず、市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議を。**

2009 年 12 月 28 日

日本共産党 熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党 熊本市議団

団 長 益田 牧子

議 員 上野美恵子

議 員 那須 円

1、今月 22 に開催された第 4 回熊本市行政区画等審議会に、「区割りと区役所の位置」について（市）事務局から「6 区案」と「5 区案」が示されました。しかし、審議会では意見百出してまとまりませんでした。当然です。あまりに問題が多すぎ、一致点を見出すのが困難であるだけでなく、肝心の市民の理解が得られるものとはなっていないからです。

ところが、次回の 2010 年 1 月 5 日の第 5 回審議会できりまとめるかのような報道がされているため、大変心配しております。審議会委員の皆様にとっても、多忙な年末年始を含め、わずか 2 週間足らずでまともな検討が出来るはずもないと思います。政令市になって市民の利便性と行政の効率性が向上するかどうかの「要」をなす「行政区画と区役所の位置」については、いったん決定すれば、余程大きな問題が生じない限り、数拾年のスパンで継続し、まさに歴史的大事業です。慎重の上にも慎重を期することが求められています。来年 3 月までに取りまとめるためには時間がないなどの理由で、熟度が足りないといわつていながら、見切り発車すれば取り返しのつかない事態に直面することは必至です。

したがって、拙速に結論を出さずに、市民に十分説明し、意見を聞くこと、とくに利便性が低下すると考えられる地区の住民には、より丁寧な説明と、十分な意見聴取を行った上で、とりまとめにあたっていただきますよう強く要望するものです。

2、今回、市から提示された「5 区案」と「6 区案」について、絶対に容認できない重要な問題が含まれています。

それは、植木および城南・富合に区役所を設置することが大前提となっているために生じている問題です。このような前提を置くこと自体、審議会の委員の皆様には、大変失礼な話だと存じます。合併町との法定協で、市長が区役所を当該町におくと約束して、「区割りと区役所の位置」を諮問するなど、本来、あつてはならないことです。こんな大事な問題で、審議会での自由な審議が阻まれれば、将来に禍根を残すことは明白です。「植木に区役所を設置」という問題についても、審議会としては参考意見として受け止めて、審議を進めればよい問題ではないでしょうか。現に、審議会での江藤委員（市議会の合併

政令市推進特別委員会委員長として法定協に参加)の発言と市事務局の見解が異なっていることでもわかるように、植木や富合・城南地域だけで区役所を設置するのか、隣接する熊本市域も含めた広い地域で区割りされたときでも当該地区に区役所を置くのか、明確にしていなかったのです。そのことを曖昧にしたまま、とにかく合併を推進するために「植木に必ず区役所を置きます」と幸山市長が法定協で約束しているだけの話です。法定協でもそれ以上の事は決めていません。もちろん検討の過程で、旧北部町と植木町の範囲で区が設けられるとしたら、どちらに区役所を置くことが合理的かの研究では、植木町役場庁舎の活用も含めて、植木に置くほうが合理的との検討結果が出ていますが、そのことはそれ以上でも以下でもありません。ましてや、今回の提案にあるような、楠、武蔵ヶ丘・弓削地域までも含めた区割りで、植木に置くことが合理的との検討は一切なされていません。もし、そういう検討をするのであれば、そうした地域住民にも説明をしながら、検討されなければ、住民不在といわれても仕方がないでしょう。

ところが、今回の提案では、どのような区割りになっても、植木と富合・城南に区役所を置くことが合併時の約束であるとの前提に立ったものとなっており、それを審議会に押し付けようとする意図が見え隠れしています。こうした異例の前提を置いているために、5区案では、楠・武蔵ヶ丘・龍田・清水など北部地域の市民は植木の区役所へ、田迎・日吉・御幸・川尻など南部地域の市民は富合の区役所へ行かなければならなくなります。当該地域の住民にとって、提案自体が「青天の霹靂」であり、利便性が大幅に後退し、これまで積み上げてきた地域活動が壊されてしまいます。絶対に納得できるはずがありません。これを無理やり通そうとすれば、「市長が植木と約束したからやむを得ない」と説明する以外にありませんが、そんな住民無視の行政は許されていいはずがありません。

したがって、結論から言わせていただければ、審議会としては、合併地域も含めて、どういう区割りをして、どこに区役所を置くことが、最も適切なのかを審議すればいいのではないのでしょうか。「植木に区役所を置く」という市長の約束は、無視をする必要はないと思いますが、それを絶対視することは、公正・公平な区割り審議に逆行することになりはしないのでしょうか。もし、審議会が「植木以外に区役所を置くことが妥当」と答申した時、市長がどういう意見を添えて市議会に提案するかは市長の権限にかかわることです。

- 3、今回の区割りと区役所設置案の提案の中で、突如持ち出されてきた出張所の位置付けと具体的機能には看過できない重大な問題が含まれています。今日まで「地域づくり、まちづくり」の拠点となってきた総合支所・市民センターを廃止し、出張所とすることが提案されています。しかし、この問題について、これまで市議会の一般質問や、委員会等でおたずねしても、検討中ということで、どういう方向で検討しているか、明確な答弁が返ってきませんでした。ところが、今回、市事務局が示した「比較表」を見てみますと、6区案であれば、出張所は「公民館・証明書交付業務のみ」、5区案であれば、「現行市民セ

ンターの機能が維持できる」などと説明されています。委員の皆さんとしても、こんな大きな問題が突然持ち出されて戸惑っていることと存じます。

そもそも、市民生活に重大な影響を与える問題を、区割り案に付随するかたちで提案すること自体、容認できることではありません。しかも、6区案と5区案とで、出張所の位置付けがまったく違ってくるということも、だれがどこで検討した結果、こんなことになったのでしょうか。議会には全く報告もされていません。まるで、今回の提案は、「5区案であれば、市民センターはこれまで通りでいいですよ。しかし、6区案を選択すれば、単なる窓口業務だけの出張所になりますよ」と、5区案に誘導するために使われているとしか考えられません。たった一つ区役所が増えるだけで、いちばん身近な市民センターに、こんな重大な格差をつける権限は事務局に与えられているはずもなく、区割り審議会の審議に大きな影響を与えるようなことも許されません。この問題は、それぞれの設置条例を根本的に変えることとなり、文字通り、市民ぐるみで論議し、市議会で納得のいく結論を出すべき大問題です。これまで幸山市長は「政令市になれば、区役所が出来、利便性が大幅に向上する」と説明してきていますので、「区役所が遠くなったうえ、窓口業務だけの出張所しかなくなる」という説明をすれば、だれもが裏切られたと思うことでしょう。

とくに、旧飽託4町のみなさんにとって、総合支所中心のサービスを受けてきたわけですから、それが、突然「窓口業務のみ」となることを知れば、怒りと批判は大きく広がることは火を見るより明かです。これらの地域と大規模な合併をすすめた際の協議において約束した、「総合支所としてサービスを低下させない」ということを反古にしてしまうことになり、到底理解は得られないでしょう。

今回の区割りと区役所設置の検討にあたっては、出張所の在り方をセットにするのではなく、政令市がスタートするまでに、時間をかけて、市民だれもが納得する論議を進めるべきだと考えます。

- 4、最後に、わが熊本市は、長い時間をかけて「自治基本条例」を策定しました。市民生活に最も直結する「区割りと区役所設置問題」が、この条例の趣旨に沿って、市民参画ですめられるように最善の努力を尽くしていただきたいと存じます。

その点で、私どもが一番心配しているのは、市の側が審議会の皆さんに対して、「急がないと間に合わない」といって、追いたてていることです。3月までに結論を出すことが先にありきで進行しているように見えます。

この点では、ぜひとも、審議会の中で、運営・進行についても、皆さんが納得いく論議をしていただきたいと思います。

また、審議会で取りまとめてから市民に説明するというのではなく、2つの事務局案が示された現時点で、徹底した住民説明会を開いて、市民の意見を聞く時だと思います。なにとぞよろしくお願いいたします。以上

平成22年 1月 4日

熊本市長
幸山 政史 殿

熊本市行政区画等審議会
会長 桑原 隆広 殿

自由民主党熊本市議
団 長 江藤 正



公明党熊本市議
団 長 鈴木 弘



行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書

熊本市では、平成24年の政令市移行をめざして、諮問機関として熊本市行政区画等審議会(以降、審議会と称する)が設置され、行政区画等が検討されています。

この第4回審議会で、事務局から2案が示されたことから、議論が紛糾しとまらず、会長からは次回までに持ち帰り検討するよう委員に要請があり、次の1月5日の審議会に取りまとめるかのような報道もなされており、拙速感は否めません。

そもそも行政区画(区割りと区役所の位置)の決定は、政令市移行後の、新熊本市の都市整備、まちづくりなどの方向を左右するだけでなく、県都として、更には九州の牽引役として熊本市が発展していけるかどうかをも左右しかねない、大変重要なものです。

この行政区画については、市民等の関心は非常に高く、熊本市議会には、昨年12月に入って各自治協議会や諸団体から5件(約30団体)にも及ぶ陳情書が提出されています。また市議会でも説明がないとの不満の声も多く聞かれ、直接影響のある熊本市民や議会、諸団体等への説明と意見を聞くことなく、数回の審議会で決定しようというのは、拙速以外のなにものでもありません。

なぜ、こうまでして拙速に意見集約を図らなければならないのでしょうか。

勿論、平成24年春からの政令市移行という熊本市の目標があり、限られた期間内での対応が求められていることは充分理解していますが、審議会に、2月までの区割り案の答申を求めるというスケジュールそのものに、大変な無理があるといわざるを得ません。

19番目として今春に政令市指定をめざす、直近の相模原市の例で見ると、審議会が区割

り案の答申をしたのが平成20年7月、区名案の答申は平成21年1月です。

このことから、熊本市は本年2月までの区割り案の答申にこだわる必要はありません。もし、区役所を設置する際に、新たな土地の取得が必要であるということが理由であれば本末転倒です。

また第4回審議会でも、委員の中から、事務局が提示した素案だけなのかとの意見も出されていたように、各素案について、客観的かつ詳細で、多角的な比較資料が提示されておらず、委員が比較検討できないなど、事務局の説明不足、準備不足と言わざるを得ません。

やはり相模原市の例でみると、審議会開催の前に、行政として4案の素案を提示し、平成20年1月から2月の2ヶ月間をかけて、26ヶ所の市民説明会の開催と、同時期に市民意見の募集を行い、審議会は、その市民意見の反映に努めながら3区とする区割り案を答申しています。

特に重要なのが、市民説明会で、本庁、区役所、総合事務所(出張所)のイメージを明確にし、その上で拠点性(人口分布、事業所分布、人の動き、)や既存行政区域(警察、消防、保健福祉、土木等)の尊重や、先行政令市との出張所機能等の比較、区役所の位置についての効率性(拠点性、利便性)、将来まちづくり計画との比較など、各素案について、丁寧な説明が市民や議会などになされたことです。

さて熊本市では、昨年4月に、熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」を策定し、めざすまちの姿として「湧々都市(わくわくとし)くまもと」、～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうおう 集いのまち～を、打ち出しました。

この「第6次総合計画」の特徴の一つが、都市整備の方針として、中心市街地の他に、地域生活圏(地域拠点と生活拠点)を設定し、これまでにない多角連携型都市構造をめざしたことです。現在、熊本市では熊本大学に委託して、都市マスタープラン地域別構想策定のための、人の動きに関する基礎調査を実施し、分析を進めているとも聞き及んでいます。

こうしたことから、政令市をめざす熊本市の将来に禍根を残さないためにも、行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、幅広い選択肢と、客観的な各種資料を提供し、市民、議会等への説明を行い、意見を聞きながら、慎重に審議を進めるよう、強く要望します。

要請書

納得いかない政令市区割り案、「行政区画と区役所の位置」について、住民の知らないまま、審議会で拙速に決められることに反対致します。

熊本市行政区画等審議会で決める前に、住民への丁寧な説明と十分な意見聴取を行い、慎重に審議をすすめられることを要請致します。

一、住民の声を聞かないまま、決めてしまう市のやり方に納得いきません。

「政令市区割り案」について、私たちは突然知り、驚いております。

それも年末の忙しい時期、十二月二十三日の新聞報道でした。それを年末年始を挟んで、年明けすくの一月五日、市行政区画等審議会で決められようとしています。5区案の方が有力とみられていますが、その場合区役所が植木町役場となるので、私たちが住む、龍田・楠・楡木武蔵等 北部地域市民にとって大変不便になります。

二、(龍田・楠・楡木・武蔵等 北部地域市民)から、植木はそうとう離れており交通の便も悪いところです。

特に、足の便を持たない高齢者や交通弱者にとって、とても大変なところです。

二、熊本市行政区画等審議会で決める前に、住民への丁寧な説明と十分な意見聴取を行い、慎重に審議をすすめられることを要請します。

「行政区画と区役所の位置」は、住民生活にとって、重大な影響を与えます。政令市になったとき、住民サービスが後退することは容認できません。

市は三月市議会前までに、審議を急がせていますが、そうではなく、政令市がスタートするまでに時間をかけて、住民だれもが納得する審議をすすめて下さい。

二〇一〇年一月四日

日本共産党 楠支部
支部長 山本 宗子
熊本市 武蔵一丁目十一番二

熊本市行政区画等審議会 会長

桑原隆広 様

要 望 書

熊本市の政令都市移行に伴う区の地域割について、左記のとおり要望致します。

- 一、 清水地域が所在する区は、清水地域を中心とした区割りとする。
- 二、 区役所は、清水地域内に設置すること。
- 三、 清水地域内に区役所が設置不可能な場合には、清水校区は中央区に編入すること。

以上のとおり要望致します。

平成二十二年一月六日

清水校区自治協議会長 坂本 一 幸



熊本市長 幸山政史 様

平成 22 年 1 月 12 日

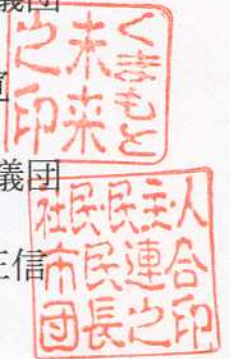
熊本市長 幸山政史 殿

くまもと未来市議団

団 長 下川 寛

社民・民主・人 市民連合市議団

団 長 田辺 正信



区割りに関する要望

政令指定都市移行について熊本市議会はその必要性を認識し特別委員会を設置し論議を進めており、また市長は区割り・区役所の位置などを諮問するための「区割等審議会」を立ち上げられました。この区割りに関して、私達は議会が選挙事情などを背景にした意見を主張していけば熊本の将来に禍根を残す事となりかねないとの考えの下、今は審議会の経過を見守る事としています。

しかし、一部では慎重に取扱うべきという声がある中、残された時間は限られています。したがって、市長におかれましては、迅速に区役所・支所等ならびに財政等の正確な情報提供のうえ市民の意見を聞き、審議会当初の決定事項を堅持しながら、世界に羽ばたく熊本県都としてふさわしい政令指定都市となるための「区割り案」を早急に取りまとめていただく事を要望いたします。

平成 22 年 1 月 12 日
社民・民主・人 市民連合市議団



区 割 り 等 に 関 す る 要 望

政令指定都市移行に向けて熊本市議会は、その必要性を認識し特別委員会を設置し論議を進めており、また市長諮問を受け、区割り・区役所の位置などが貴審議会で議論が進められております。

私達は、この区割りに関し議会が選挙事情などを背景にした意見を主張していけば熊本の将来に禍根を残す事となりかねないとの考えの下、今は審議会の経過を見守る事としています。

しかし、一部では慎重に扱うべきという声がある中、残された時間は限られています。したがって、貴審議会におかれましては、今後開催される住民説明会における市民の意見を踏まえるとともに、審議会当初の決定事項を堅持しながら、73万熊本市の均衡ある発展、更にはより身近な行政サービスの構築など、政令指定都市移行の有益性を市民が実感できる「区割り案」を早急に取りまとめていただくことを要望いたします。

以 上